

贈与税の非課税枠の改正点

1年間にもらった財産の合計額が**110万円**を超えた時に贈与税がかかります。この110万円のことを**贈与税の非課税枠**といいます。この**贈与税の非課税枠**について、令和6年1月に2つの制度改正がありました。内容としては・・・

- ①生前贈与の加算ルールが変更
- ②相続時精算課税制度に贈与税の非課税枠を新設

①生前贈与の加算ルールが変更

贈与者が亡くなった際、死亡前一定期間の贈与については、非課税枠も含めて全て相続財産に加算し、相続税の申告をする必要があります。この加算を**生前贈与加算**といいます。今回の改正で一定の加算期間が**3年から7年に延長**されました。この改正が適用されるのは、令和6年1月1日以後に受けた贈与に対してです。

②相続時精算課税制度に贈与税の非課税枠を新設

相続時精算課税制度に**贈与税の非課税枠**が新設されました。従来は、相続時精算課税制度を選択した場合は非課税枠はなく、少額の贈与でも贈与税の申告が必要でした。また、相続時精算課税制度は年110万円以下の贈与は死亡前の期間関係なく**生前贈与加算の対象になりません**。



相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは、贈与を受ける際に贈与税が**2,500万円まで非課税（特別控除）**になる課税制度です。尚、累積贈与額が2,500万円を超えた額には一律20%の贈与税がかかります。この累積贈与額は贈与者が亡くなったときには相続財産の価額に加え、相続税の申告をする必要があります。改正により特別控除2500万円と別に年110万円以下の贈与であれば贈与税がかからず、かつ年110万円以下の贈与は特別控除に含める必要がなくなりました。尚、相続時精算課税制度を選択するには税務署への届出が必要となります。

まとめ

上記の改正により、次のような方は**相続時精算課税制度の利用を検討した方がお得**になります。①**余命わずかな高齢者** ②**相続する財産があまり多くない方**、等②については、**相続財産が相続税の基礎控除（3000万円+600万円×法定相続人数）の範囲内**であれば相続税がかかりませんので、**贈与時も相続時も税金がかからず財産の移転が可能**です。ただ、一度相続時精算課税制度を選択すると、後に相続時精算課税制度を中止することができなくなります。実際、相続時精算課税制度の利用にあたっては税理士の先生にご相談されることをおすすめします。